

第 8 次医療計画策定に向けた骨子検討シート（第 2 部第 2 章第 5 節 歯科保健医療）

1. ライフステージに応じた歯と口の健康づくりの推進□

現状（これまでの取組や実態を示す統計等を含む。）

<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・う蝕のない者の割合は、3歳で88.5% →93.9%、12歳で64.0%→73.4%、17歳で45.0%→55.9%と増加傾向 ・進行した歯周病を有する者の割合（20～64歳）は、40.8%→43.9%と悪化傾向 ・8020を達成している者の割合（75～84歳）は、55.5%→61.5%と増加傾向 <p>【取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各ライフステージにおける口腔ケアや定期的な歯科受診の重要性等に関する普及啓発の実施 ・食を通じた口腔機能の獲得の重要性に関する講習会の開催 ・多数う蝕のある子どもや保護者に対する指導・支援に関する講演会の開催 ・口腔機能の維持・向上の重要性と実践方法に関する普及啓発の実施

課題

<ul style="list-style-type: none"> ・乳幼児期にう蝕のない者の割合は増加傾向にあるが、成長に伴いその割合は悪化傾向にあり、改善が必要 ・進行した歯周病を有する者は増加傾向 ・青年期は自身の健康に対する関心度が低い傾向 ・高齢期ではフレイル予防の取組として、身体機能を維持し、食べる、話す、笑うという機能を使うことが重要
--

今後の方向性（取組の概要を含む。）

<ul style="list-style-type: none"> ・ライフコースに沿った歯と口の健康づくりを図るため、引き続き、各ライフステージにおけるう蝕予防としてのフッ化物の利用や歯周病予防としての口腔ケアの実施等の重要性に関する普及啓発を実施 ・青年期（概ね18歳～30歳）に対して、歯科保健に関する知識と行動（日常的な口腔ケア・定期的な歯科受診）の充実に向けて、様々な対象（本人・学校等）へのアプローチにより取組を更に充実 ・高齢期に対しては、歯の喪失に対する取組だけでなく、口腔機能の維持・向上に関する取組を実施
--

目標

<ul style="list-style-type: none"> ・ライフコースに沿った歯と口の健康づくりの推進に向けて、ライフステージごとの特徴を踏まえた歯科疾患予防等の重要性に関する普及啓発に取り組んでいく
--

想定する評価指標

<ul style="list-style-type: none"> ・8020を達成した者の割合（75歳～84歳）〔65.0%〕
--

2. かかりつけ歯科医での予防管理の定着・医科歯科連携の推進□

現状（これまでの取組や実態を示す統計等を含む。）

<p>【現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・かかりつけ歯科医を持っている者の割合は、3歳で48.5%→52.4%、12歳で57.6%→63.5%、20～64歳で86.7%→88.9%、65歳以上で96.2%→97.6%と増加傾向 ・かかりつけ歯科医で定期健診又は予防処置（フッ化物塗布等）を受けている者の割合は、3歳で43.3%→50.0%、12歳で38.3%→58.8%、20～64歳で58.0%→82.3%、65歳以上で64.6%→84.4%と増加傾向 ・周術期口腔ケアにおける医科歯科連携を行っている歯科診療所の割合は、21.8%→31.4%と増加傾向 <p>【取組】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・かかりつけ歯科医での定期的な歯科受診の重要性に関する都民向け普及啓発の実施 ・歯科専門職に対する周術期口腔ケア研修会の開催 ・周術期医療連携登録歯科医療機関制度の運用 ・心身障害者口腔保健センターでの摂食嚥下研修会の開催 ・在宅歯科診療に対応する歯科医療機関の確保に向けた普及啓発の実施 ・糖尿病圏域別検討会等の開催

課題

<ul style="list-style-type: none"> ・かかりつけ歯科医を持つ者は増加しているが、乳幼児期、学齢期、青年期（概ね18歳～30歳）において、かかりつけ歯科医での予防管理の定着は未だ不十分 ・周術期口腔ケアにおける医科歯科連携を行っている歯科診療所は増加しているが3割ほど
--

今後の方向性（取組の概要を含む。）

<ul style="list-style-type: none"> ・かかりつけ歯科医の機能を正しく理解し、自ら口腔ケアに取り組むとともに、特に青年期（概ね18歳～30歳）に対しては、定期健診や予防処置（フッ化物塗布等）を受けることの重要性に関する普及啓発を更に強化 ・周術期口腔ケアに対応できる歯科医師等の人材育成とともに、医療連携により在宅療養者等の治療に取り組む医療機関を増やすことで、引き続き、医療連携体制の整備を促進 ・糖尿病等の全身疾患のある方に対する歯周疾患の予防と治療を適切に提供できるよう、引き続き、医科歯科連携を推進
--

目標

<ul style="list-style-type: none"> ・生涯を通じて歯と口の健康を維持するために、かかりつけ歯科医での予防管理と医科歯科連携の推進に向けて取り組んでいく

想定する評価指標

<ul style="list-style-type: none"> ・かかりつけ歯科医で定期健診又は予防処置（フッ化物塗布等）を受けている者の割合（18歳～30歳）〔増加〕 ・周術期口腔機能管理料（Ⅰ）～（Ⅲ）の算定件数〔増加〕

第8次医療計画策定に向けた骨子検討シート（第2部第2章第5節 歯科保健医療）

3. 地域で支える障害者歯科保健医療の推進

現状（これまでの取組や実態を示す統計等を含む。）

【現状】
 ・障害者施設等で定期的な歯科健診を実施している割合は、57.4%→71.7%と増加傾向
 ・障害者に対応する歯科診療所の割合は、42.7%→37.4%と減少傾向

【取組】
 ・地域の障害者歯科を担う人材育成のため、歯科専門職向けの研修を実施
 ・家族や施設職員等に対して障害児・者の日常的な口腔ケアや定期的な歯科受診の重要性を啓発する都民向け講習会を実施
 ・地域の障害児・者の歯科保健医療体制の強化に向けた、都保健所による支援・取組を実施
 ・誰もが必要な歯科医療機関を検索できるよう医療機関情報提供サービス「ひまわり」を検索機能を改修
 ・地域の歯科医療機関や専門的な障害者歯科診療を実施する医療機関等の役割分担や連携に関する仕組みづくりを支援（区市町村包括補助事業）

課題

・障害者に対応する歯科診療所は減少しており、対応できるかかりつけ歯科医を確保する必要

・より専門的な歯科医療（全身管理等）を提供できる歯科診療所が限られる地域があり、障害者への歯科医療提供体制の充実を図る必要

今後の方向性（取組の概要を含む。）

・障害者に対応する歯科診療所の確保に向け、障害者歯科に携わる歯科医師等の育成とともに、障害者に対応する歯科医療機関への支援等、取組を強化

・障害者に対応する地域の歯科診療所と専門的な歯科医療機関との役割分担・連携に向けた取組を推進

目標

・障害者や在宅療養者への歯科保健医療の提供等、誰一人取り残さず、多様な歯科保健医療ニーズに対応できるよう、必要な医療提供体制の確保や医療機能の分化・連携等を促進していく

想定する評価指標

・障害者に対応する歯科診療所の割合〔50.0%〕

4. 在宅療養者のQOLを支える在宅歯科医療体制の推進

現状（これまでの取組や実態を示す統計等を含む。）

【現状】
 ・在宅医療サービスを実施している歯科診療所の割合は、13.5%→24.6%と増加傾向
 ・介護保険施設等で定期的な歯科健診を実施している割合は、21.1%→79.0%と増加傾向

【取組】
 ・在宅歯科医療に対応できる歯科医師・歯科衛生士の育成
 ・在宅診療に必要な医療機器等の整備支援
 ・心身障害者口腔保健センターが実施する各種研修
 ・地域の実情に応じた多職種連携による取組を推進する区市町村への財政的支援（区市町村包括補助事業）
 ・都保健所による、地域の関係者等を構成員とした多職種連携に関する事例検討会や研修会等を実施

課題

・今後の高齢化の進展を見据え、引き続き、在宅歯科医療を実施する歯科診療所を増やす必要

・在宅歯科医療に対応できる歯科医療機関の拡充とともに、歯科医療サービスの質的向上が必要

・在宅歯科医療の提供に際し、多職種連携による取組の充実が必要

・在宅療養者に対する在宅歯科医療の提供には、本人や介護職だけでなく在宅療養者の家族等の理解も不可欠

今後の方向性（取組の概要を含む。）

・在宅歯科医療に携わる歯科医療機関を確保するため、引き続き、人材育成及び在宅設備整備に係る支援を実施

・多職種による医療・介護連携の推進について、引き続き、取組を実施

・在宅療養者の日常的な口腔ケアの重要性等について、引き続き、家族や介護者等への啓発を実施

目標

・障害者や在宅療養者への歯科保健医療の提供等、誰一人取り残さず、多様な歯科保健医療ニーズに対応できるよう、必要な医療提供体制の確保や医療機能の分化・連携等を促進していく〔再掲〕

想定する評価指標

・在宅医療サービスを実施している歯科診療所の割合〔35.0%〕

第8次医療計画策定に向けた骨子検討シート（第2部第2章第5節 歯科保健医療）

5. 健康危機（大規模災害等）に対応した歯科保健医療対策の推進

現状（これまでの取組や実態を示す統計等を含む。）

- ・災害時歯科医療救護活動ガイドライン策定（平成29年12月）
- ・都は関係団体との間で、災害時の医療救護活動に関する協定を締結し、防災訓練や図上訓練等を実施
- ・多くの区市町村において、関係団体との間で、災害時の医療救護活動に関する協定を締結し、防災訓練や図上訓練等を実施
- ・地域防災計画などに災害時の歯科保健医療活動に関する記載がある区市町村の数は、43自治体
- ・災害時の歯科保健医療活動に関するマニュアルがある区市町村の数は、11自治体
- ・災害時の歯科保健医療活動に関する研修を実施している区市町村の数は、7自治体
- ・災害用の口腔衛生用品を備蓄している区市町村の数は、23自治体

課題

- ・災害時の保健医療活動の取組が進んでいる区市町村は少なく、特に避難所での歯科保健活動に関する整備が遅れている
- ・過去の災害では、震災関連死として誤嚥性肺炎が上位にあり、避難者の口腔内の清潔を保つことは重要

今後の方向性（取組の概要を含む。）

- ・災害時歯科医療救護活動ガイドラインを改定し、避難所での歯科保健に関する活動を追加
- ・大規模災害の発生に備えるため、研修等により区市町村における災害時の歯科保健医療体制の整備に向けた取組を支援
- ・災害発生直後に不足しがちな口腔衛生用品について、区市町村による対応を促すとともに、備蓄の必要性を都民向けに普及啓発

目標

- ・健康危機（大規模災害等）に対応した歯科保健医療対策を推進する

想定する評価指標

（設定せず）